

「単位長寿会に準じる団体」について

長寿会活動等促進事業補助金は、単位長寿会だけでなく、それに準じる活動を行っている団体も補助対象となります。補助対象となるのは、以下の条件をすべて満たし、自主的に運営されている団体です。

1 活動目的

社会奉仕、趣味・教養、スポーツ、健康づくりなどの活動を通じて、会員の親睦と交流を深めることを目的としていること。

2 構成員の居住地

団体の構成員が、同一の地域に居住する地域住民で構成されていること。

3 構成員の年齢

構成員の年齢が、おおむね60歳以上であること。

4 組織の形態

団体の規約・会則等を有し、代表者が定められており、継続的に活動していること。

申請を希望する団体は、事前に長寿社会課にご相談ください。

上記の条件を満たしているか確認するため、下記の資料をご用意ください。

- ・団体の規約・会則
- ・会員名簿
- ・活動内容がわかるもの

問い合わせ先
高崎市役所長寿社会課
長寿企画担当
電話：027-321-1248